

令和4年6月21日

〒170-0005
東京都豊島区南大塚二丁目25番15号
South 新大塚ビル12F
株式会社 Twelve
代表取締役 前田 貴土 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28番2号KS千種ビル6階
事務局長 伊藤 英樹

(TEL: 052-734-8107、FAX: 052-734-8108)

回答書並びに要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社より令和4年4月15日付回答書に添付してご送付いただいた契約条項を検討させて頂きましたが、特に、当団体よりご指摘すべき事項はありません。ご協力ありがとうございました。

また、重要事項説明書の改定が完了した際、改定された重要事項説明書を当団体宛ご送付下さるようお願い致します。当方申入れ事項に関する改訂内容を確認させて頂き、ご指摘すべき事項がなければ、当団体の今回の申入れについては終了とさせて頂く所存です。

なお、重要事項説明書において、「⑥解約について」の項において、「2. 解除のお申し出がない限り【3. 料金について】に記載した契約期間単位で自動更新となります。」と記載されています。しかし、この自動更新については、重要事項説明書の細かい文字による説明を消費者が通して読まなければ認識できず、気付かないまま契約をしてしまう恐れがあります。そこで、重要事項説明書の改定に際し、上記自動更新の条項を、消費者に分かりやすく目立ちやすい位置、方法で記載して頂くよう併せて検討して下さいようご要望致します。

未筆ながら、本申入れの内容、これに対する貴社のご回答の内容及び申入れ以降の経緯、内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

謹白